

県北家畜衛生通信 第50号 平成28年12月



岩手県県北家畜保健衛生所
岩手県北家畜衛生協議会

目次

緊急!!国内で家きんの高病原性鳥インフルエンザ(H5N6亜型)が発生しています! .. 1
毎年11月は薬剤耐性(AMR)対策推進月間です .. 3
獣医師法第22条の届出を忘れずに! ~平成29年1月16日までに、当所に提出~ .. 4

緊急!!国内で家きんの高病原性鳥インフルエンザ(H5N6亜型)が発生しています!!!

今年度は、アラスカやシベリアなど渡り鳥の営巣地でH5亜型が検出されるなど、渡り鳥の飛来時期に国内への侵入リスクが高いと心配されてきました。11月に入り東北地方の秋田、岩手、宮城県など日本各地で回収された死亡野鳥や糞などから高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5N6亜型)が検出され、発生リスクは極めて高い状況にあると養鶏関係者へ対策の徹底と警鐘を鳴らしていましたが、去る11月28日青森市(フランスガモ1万8千羽)、新潟県関川村(採卵鶏31万羽)、11月30日新潟県上越市(採卵鶏23万羽)で相次いで発生が確認され、防疫措置が実施されています。

発生予防(侵入防止)対策の徹底と、万が一の時は早期通報を実施して下さい。

★これまでの発生農場も、決して飼養衛生管理基準がずさんだったわけでは有りません。「うちは大丈夫」と油断せず、「些細なルートから侵入する病気だ」と認識し、飼養衛生管理基準、消石灰の散布強化、日常の点検と監視強化等、やれることは全てやりましょう!



「野生動物(野鳥・ネズミ等)対策」 以下の項目をもう一度チェックしてください!!!

- 防鳥ネットに破れやゆがみ、隙間はありますか?
- 鶏舎の壁に、隙間や穴はありませんか?
- 鶏糞ベルト、集卵ベルトの隙間から鶏舎内にネズミや小動物が出入りしていませんか?
- 本当にネズミは見かけませんか?(夜も確認し、見かけたらネズミ駆除を強化しましょう)
- 車両消毒、手指の消毒、靴の交換や靴底の消毒、農場専用着への着替え、きちんとできていますか?
- 家きんの飲用水は消毒されていますか?(ワクチン投与後、塩素添加の復帰を忘れていませんか?)

次頁に続く

★万が一、農場周囲にウイルスが侵入しても、鶏舎内に入れず、あるいは入ってしまうウイルスの量を少なくできれば、**発生を食い止める**ことができます。

★消毒液は、低温化・有機物の存在で消毒効果が減弱します。

冬季は、希釈濃度を濃く設定、長靴の有機物を除去してから消毒することです。

やるべきことをしっかりと、手間と経費を惜しまずに実践しましょう！

「消毒の徹底」 以下のことを実践しましょう！！

□ 農場、特に鶏舎周囲に消石灰を十分に散布してください。

（鶏舎周囲に約1m幅でぐるりと厚く撒きましょう。目安は1㎡あたり消石灰1kgです。）

□ 踏込み消毒槽は1日1回は交換し、作業後の長靴は水洗いしたあと、漬け置き消毒してください。（目に見えて汚れている消毒液には何の効果もありません。また有効な消毒液に長い時間作用させるほど効果が上がります。）

□ 農場内、特に鶏舎周囲を整理整頓してください。

（ネズミの侵入防止、消石灰の散布、日常の点検、除雪…いずれの作業にもメリットがあります。）



★日常の観察を強化し、万が一異常鶏がみつかったら、まずはウイルスを封じ込めることが先決です。家畜保健衛生所をはじめとする関係者が一丸となって防圧しますので、**落ち着いて速やかに行動**してください。

「早期通報！！」

以下について、従業員を含め全員に徹底させてください！！

□ 異常が確認されたらすぐに家畜保健衛生所に通報してください。

（連絡体制、電話番号を確認しておいて下さい。）

□ 家畜保健衛生所職員が到着するまで、農場に物や人を入れず、出さないようにしてください。

（必要によりませんが、農場内の物品、人はウイルスを運ぶ可能性があります。）

□ 家畜保健衛生所職員が到着したら、指示に従って行動してください。

関係者一丸となって、地域の大事な産業を鳥インフルエンザから守りましょう！



毎年11月は薬剤耐性(AMR)対策推進月間です

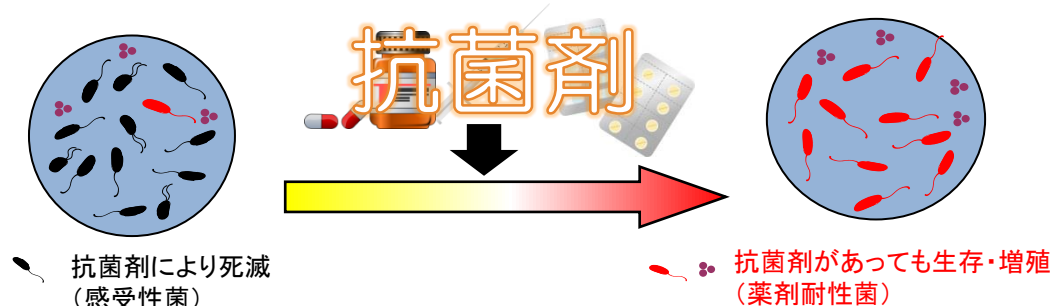
～ 抗菌剤の慎重使用等対策を進め、消費者の信頼に応えましょう！～

薬剤耐性菌とは？

薬剤耐性菌とは、「**抗菌剤が効かない細菌**」(AMR: Antimicrobial Resistance)です。薬剤耐性菌は、抗菌剤の使い過ぎなどにより増加し、人や動物の治療が困難になります。

世界的に、薬剤耐性菌による感染症が増加しており、大きな問題となっています。

そのため、昨年5月にWHOが国際行動計画を採択し、我が国でも、本年4月、今後5年間に取り組むべき対策をまとめた行動計画(アクションプラン)が決定されました。



薬剤耐性問題と畜産との関わりは？

抗菌剤は、畜産分野でも、動物用医薬品や飼料添加物として使用されています。

家畜への抗菌剤の使用により増加した薬剤耐性菌が、家畜の治療を困難にするだけでなく、畜産物等を介して、人の感染症の治療を困難にすることが懸念されています。

そのため、アクションプランでは、人の医療分野とともに、畜産分野において必要な取組が記載されています。

畜産関係者がすべき対策は？

生産者や獣医師をはじめとする畜産関係者には、薬剤耐性問題を理解し、「**抗菌剤の慎重使用**」することが求められています。

具体的には、飼養衛生管理の徹底やワクチンの使用など、疾病予防に重点を置き、抗菌剤の使用機会を減らすことが対策の基本となります。

国産畜産物に対する消費者からの信頼に応えるため、また、家畜に対する抗菌剤の有効性を維持するためには、**畜産関係者が一体となって対策に取り組む必要**があります。

皆様のご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

獣医師法第22条の届出を忘れずに！

～ 平成29年1月16日までに、当所に提出 ～

獣医師には、獣医師法第22条に基づく2年ごとの届出が義務づけられており、平成28年は、届出の年となっています。

平成28年12月31日現在の状況を、家畜保健衛生所に届け出て下さい。

- 1) 届出様式：
獣医師法施行規則第6号様式（A4版サイズ 平成24年度から変更）
- 2) 届出期間：
平成29年1月1日から1月16日（必着）
- 3) 届出先：
居住地の最寄の家畜保健衛生所に届け出て下さい。



なお、届出様式や記載方法は、農林水産省HP（下記URL）にも掲載されています。

（農林省HP）<http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/zyui/22.html>

<<参考>>

（届出義務）

第22条 獣医師は、農林水産省令で定める2年ごとの年の12月31日現在における氏名、住所、その他農林水産省令で定める事項を、当該年の翌年1月31日までに、その住所を管轄する都道府県知事を経由して、農林水産大臣に届け出なければならない。

なお、結婚等により、本籍地の都道府県名、氏名が変更された場合は、変更があった日から30日以内に、農林水産省への登録申請が必要です。

詳細は、農林水産省HP（下記URL）に掲載しています。

（農林省HP）

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/zyui/menkyo.html#b>

獣医師 届出

検索



《発行元・問い合わせ先》

岩手県県北家畜保健衛生所

電話：0195(49)3006

岩手県北家畜衛生協議会

FAX：0195(49)3008

電話：0195(49)3040